

〔心臓機能障害早見表〕

○18歳以上の者

胸部X線	心胸比0.60以上
心電図	陳旧性心筋梗塞所見
	脚ブロック所見
	完全房室ブロック所見
	第2度以上の不完全房室ブロック
	心房細動(粗動)があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上
	STの低下が0.2mV以上
	第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導(但し、V1を除く)のいずれかのTが逆転

1級

この中から2以上の所見があり、活動能力がオの者又は、ペースメーカー等を植え込みがクラスⅠの絶対適応者  
もしくは、クラスⅡの相対適応者でかつ、メッツが2未満の者  
先天性疾患によるペースメーカー等の植え込み者又は人工弁移植、弁置換を行った者

3級

この中から1以上の所見があり、活動能力がエの者又は、ペースメーカー等の植え込みがクラスⅡの相対適応者でかつ、メッツが4未満の者

心電図	心房細動(粗動)所見
	期外収縮
	STの低下が0.2mV未満
	運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下

4級

この中から1所見があり、活動能力がウの者又は、臨床所見で心臓浮腫があり、活動能力がイの者  
又は、ペースメーカー等の植え込みがクラスⅡの相対適応者でかつ、メッツが4以上の者

※クラスについては、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」(2011年改訂版)参照

※メッツ(運動強度)については、平成26年1月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡

「心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み者)の身体障害認定における日常生活活動の判定について」、

もしくは、(独)国立健康・栄養研究所の改定版「身体活動のメッツ(METs)」参照

○18歳未満の者

所見	著しい発育障害
	心音・心雑音の異常
	多呼吸又は呼吸困難
	運動制限
	チアノーゼ
	肝腫大 浮腫
X線所見	心胸比0.56以上
	肺血流増又は減
	肺静脈うっ血像
心電図	心室負荷像
	心房負荷像
	病的な不整脈
	心筋障害像

1級

養護の区分が(5)で、この中から6つ以上所見がある者  
ペースメーカー等の植え込み者

3級

養護の区分が(4)で、この中から5つ以上所見がある者  
又は、心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄もしくは、閉塞がある者

4級

養護の区分が(2)か(3)でこの中から4つ以上所見がある者  
又は、心エコー図、冠動脈造影で、冠動脈瘤もしくは拡張がある者

【留意事項】

・心臓機能障害の障害程度の認定は、原則として、活動能力の程度(18未満の場合は、養護の区分)とこれを裏付ける客観的所見とにより行う。

・メッツ(運動強度)については、これを裏付ける検査内容など詳細に記載すること。